

【PAY.JP】 CtoCサービス向け審査資料

<<記載例>>

はじめに

マッチングを含むCtoCサービスはカード会社の審査の際に複数箇所確認が入るため審査資料の提出を必須とさせていただいております。

本資料は、各項目を記載いただく際の記入例を示したもので、あくまでも一例となります。

項目をご理解いただいた上で各社様のサービスに即した内容を記載してください。

なお、資料をご提出いただいたことにより全てのサービスにおいて審査可決をお約束するものではございませんので、ご了承ください。

最適なプロダクトについて

サービスや商品を提供・販売する方が、純粋な個人に限定される場合のみ、CtoCスキームで審査を進めることができます。

販売者（サービス提供者）に事業者が含まれる場合は、販売者ごとの審査が必要になりますので、個人のみ限定していただくか、PAY.JP Platform Marketplace型のご利用をご検討ください。

<https://help.pay.jp/ja/articles/5060732-最適なプロダクトの選択方法を教えてください>

モデル	BtoCのプラットフォーム	CtoCのプラットフォームやサービス
販売者orサービス提供者	事業者（法人や個人事業主）	個人
サービス例	モール型ネットショップ	オンラインフリマサービス・スキルシェア
クレジットカード審査対象	販売者ごとに審査必須	プラットフォームのみ審査
最適なプロダクト	PAY.JP Platform Marketplace型	PAY.JP Platform Payouts型 PAY.JP通常加盟店型
利用可能なカードブランド	Visa/Mastercard/JCB/Amex/Diners/Discover/ApplePay ※販売者ごとの審査次第	Visa/Mastercard JCB/Amex/Diners/Discover/ApplePay ※販売者を完全に純粋な個人に限定できる場合のみ審査可能（個人事業主を含む場合不可）

<<記載例 1 >>

スキルシェア系のサービス

例：料理教室講師とのマッチング、プロコーチによるコーチングなど

サービスについて

1. サービス内容

弊社に登録している英語教師と、生徒をマッチングさせるプラットフォームサービスです。
生徒が講師を選び、空いてる時間に1コマ40分でオンラインレッスンを受けることができます。
生徒が講師に支払う授業料の決済に、PAY.JPを利用します。

サービス概要と、何の支払いにPAY.JP決済を利用するかがわかるように記載してください。

2. 料金

講師側で金額を決定します。設定できる上限金額は1レッスンあたり1万円までとします。

CtoCスキームにおける上限なしは、不正利用リスクが高いため原則不可となります。必ず上限設定をしてください。

サービスについて(2/2)

3. 決済対象となる商材

英会話のレッスンの受講料が決済対象です。それ以外のレッスンについては取り扱いません。

販売されるスキルが多岐にわたると、適切なサービスが提供されるかの保証が難しくリスクありと判断されます。原則商材は一部の内容に限定してください。

4. 役務提供期間

1コマ40分毎の販売になりますので継続的な役務提供はありません。

2ヶ月以上の継続的役務提供がある場合、別途資料の提出が必要となります。

<https://help.pay.jp/ja/articles/4865542>

スポットでの提供か、または継続的なものである場合月額かなど、提供期間がわかるように記載してください。

販売者および販売商品の審査体制

1. 販売者（サービス提供者）の審査体制

弊社に登録する英語講師については、登録時に下記のチェックを必須とします。

- ・ 本人確認資料の提出
- ・ 英語スキルに関して事前に面談を行い、登録可能となった場合のみ登録を許可します。

どのような審査が適切であるかは商材によって異なり、カード会社の判断次第となります。各社様で適切と思われる体制を検討いただき、記載してください。チェック体制がない場合は審査不可とさせていただきます。

2. 販売商品（サービス）のチェック


英会話以外のレッスン内容は登録不可とします。英会話以外の目的で利用されていることが確認された場合、直ちに販売者のアカウントを停止します。

販売されているサービスが適正であるかをどのように監視・チェックするかを記載ください。限定的なスキルシェアサービスであればそこまで精緻な内容は求められません。

販売者の事業形態について

販売者は個人（個人事業主を含まない）に限定いたします。

販売者が販売者情報を申請する際、個人か個人事業主かを選択させ、個人事業主である場合は登録不可とします。

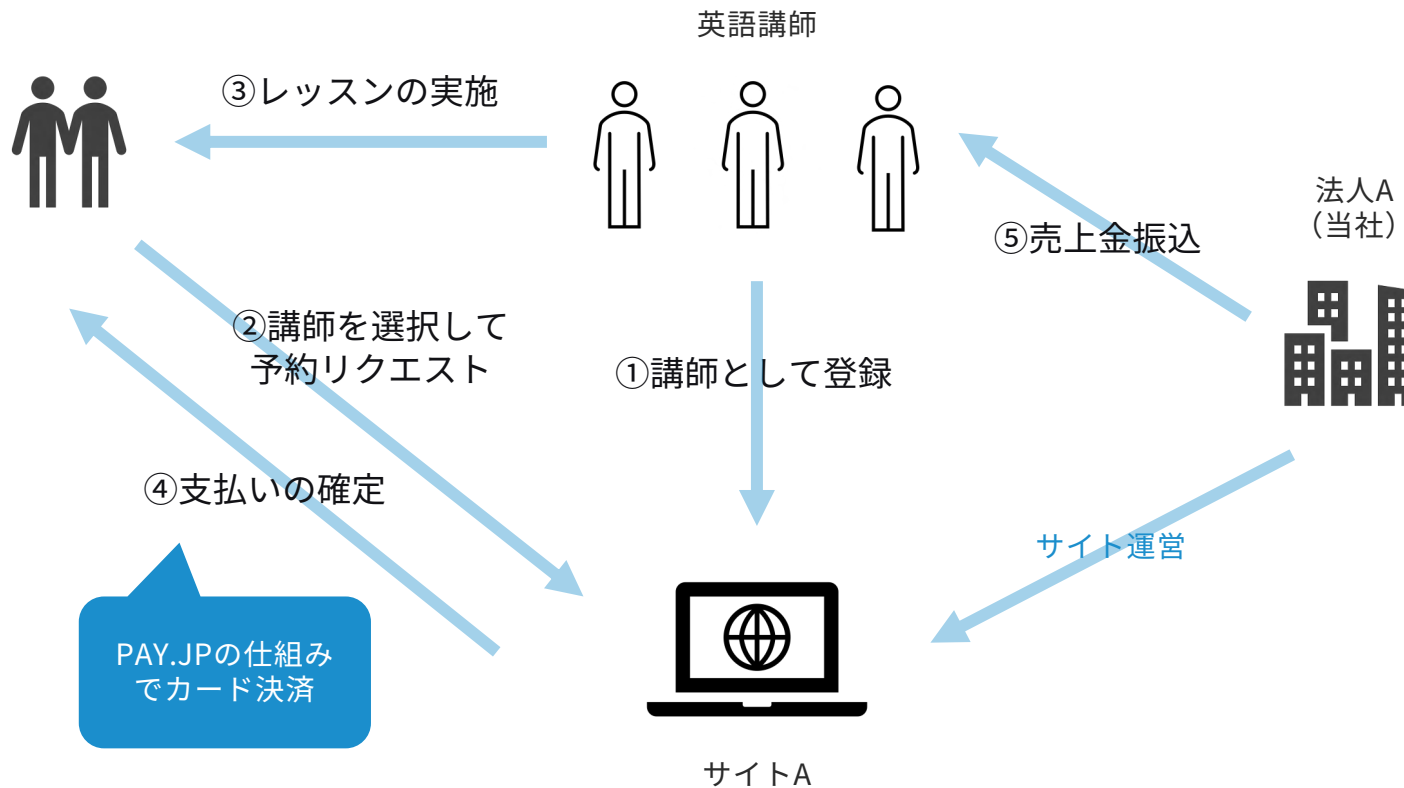


とくにスキルシェアなど有資格者と個人をマッチングするサービスの場合、個人事業主が含まれる可能性が高いため審査で厳しく見られます。

具体的にどのように個人のみ限定するのかを記載してください。

サービススキーム

一連のサービスの流れがわかるよう、サービススキームの図は、必ず用意してください。



- ① 講師登録の際は本人確認書類の提出を必須とします。
- ② 講師を選んでリクエストをします。
- ③ エンドユーザーと英語講師双方でやり取りをし、リクエスト確定後にレッスンを実施します。
- ④ レッスン完了後、支払いを確定します。
- ⑤ 売上金の10%をシステム利用料として差し引き、残りの金額を英語講師に振り込みます。

<<記載例 2 >>

CtoCで商品を販売するサービス

例：フリマサイト、個人のハンドメイド作品の販売など

サービスについて(1/2)

1. サービス内容

個人が作成した商品を自由に販売できるプラットフォームサービスです。

エンドユーザーが各商品を購入するときの商品代金の支払いにクレジットカード決済を利用します。

サービス概要と、何の支払いにPAY.JP決済を利用するかがわかるように記載してください。

2. 料金

商品価格は100円～100万円までで設定が可能です。実際の取扱商品の価格はおよそ1,000円～20,000万円程度の単価となる見込みです。

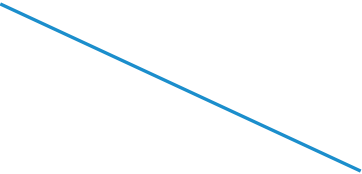
CtoCスキームにおける上限なしは、不正利用リスクが高いため原則不可となります。必ず上限設定をしてください。
また商品販売の場合は必ず目安の単価も記載してください。

サービスについて(2/2)

3. 決済対象となる商材

アクセサリや衣服、食品など、個人が作成した商品を自由に販売できます。一部商品については取り扱い禁止とします。取り扱い禁止商材は以下ページに記載しています。

<https://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>

- 
- 下記を必ず記載してください。
- ・販売される商品のおおよその内容
 - ・取り扱い禁止商材について

取り扱い禁止商材が記載されたページがご準備中の場合は別資料でご用意ください。

取り扱い商品例



- アクセサリー
ピアス、ネックレスなど（～10,000円程度）
- 食品
手作りのクッキー、パンなど（～1,000円程度）
- 衣服
マスクなども含む手作りの衣服（～30,000円程度）

CtoC商品販売のサービスの場合は商品例は必須です。

全ての商品内容を記載いただく必要はありません。
販売商品がイメージできるようなキャプチャや想定
の価格帯などを記載してください。

販売者および販売商品の審査体制

1. 販売者（サービス提供者）の審査体制

登録時に下記のチェックを必須とします。

- ・ 本人確認資料の提出
- ・ SMS認証による本人確認

どのような審査が適切であるかは商材によって異なり、カード会社の判断次第となります。各社様で適切と思われる体制を検討いただき、記載してください。チェック体制がない場合は審査不可とさせていただきます。

2. 販売商品（サービス）のチェック

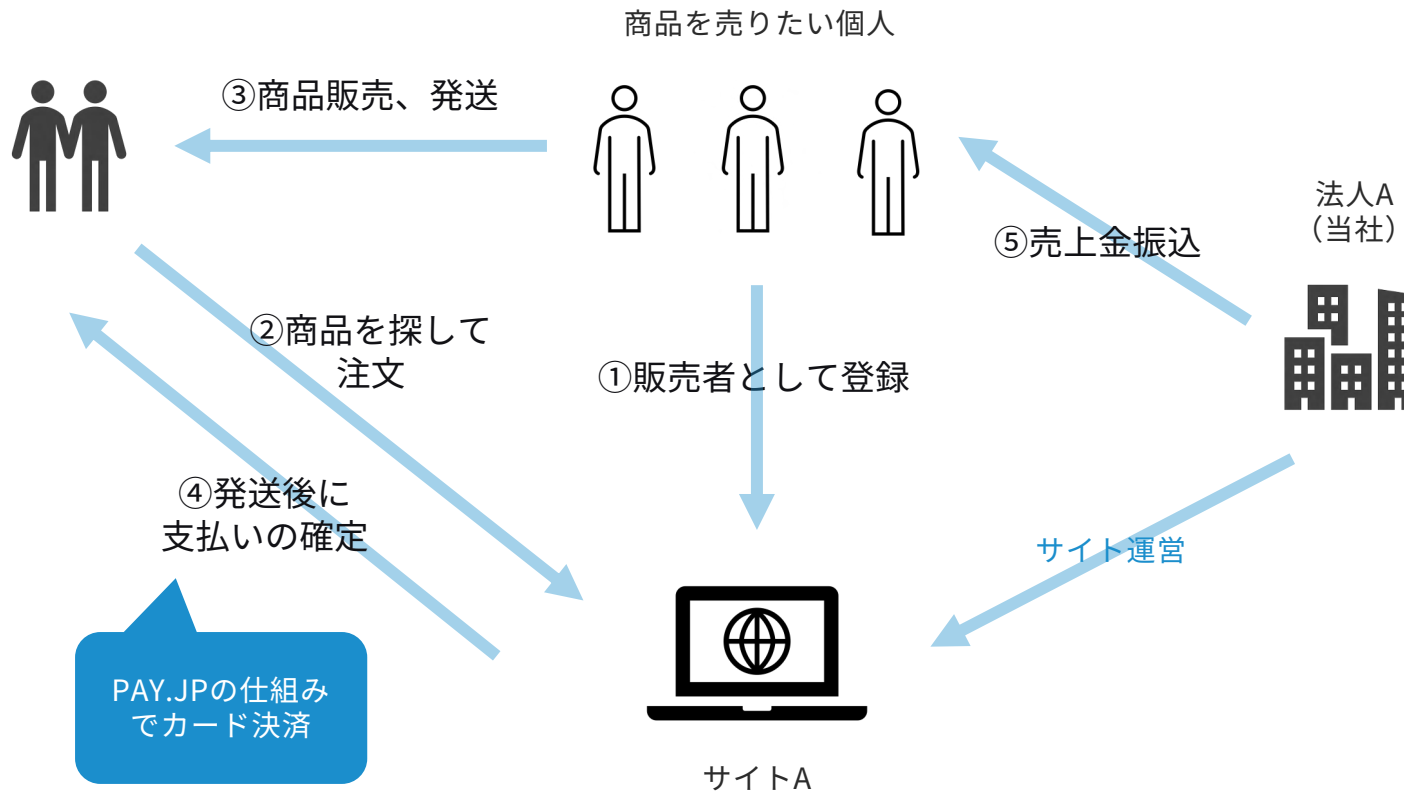
新規に公開された商品は24時間体制で監視し、アダルトなど不適切と思われる商品が販売されている場合は直ちに削除を実施します。また併せて、販売者カウントを停止します。

同様に、販売価格が適正でないと思われるような高額商品の取り扱いがあった場合は、取引を保留とし不正決済の可能性がないかを購入者等に確認します。

CtoC間の商品販売で、特にフリマサイトなどで販売商品の自由度が高い場合、不適切なコンテンツをどう弾くかの監視体制が厳しく見られます。監視体制、対応方法について詳細を記載してください。

サービススキーム

一連のサービスの流れがわかるよう、サービススキームの図は、必ず用意してください。



- ① 販売者登録の際は本人確認書類の提出を必須とします。
- ② 購入したい商品を注文します。
- ③ 販売者にて注文情報を確認、発送します
- ④ 発送完了後、支払いを確定します。
- ⑤ 売上金の20%をシステム利用料として差し引き、残りの金額を販売者に振り込みます。

